

—人がいきいきと生きる
静岡県をねがって—

(主な内容・目次)

《第13回定例研究会》

伊東市メガソーラー問題を考える
——訴訟の経過と自治体の裁量——

阿部浩基弁護士

.....	3
・メガソーラーをめぐる住民運動 奥水芳武 (伊豆高原メガソーラー訴訟を支援する会).....	9
・住民運動とメガソーラー訴訟 徳本政幸 (伊豆高原メガソーラー訴訟を支援する会).....	10
レジュメ 伊東市メガソーラー問題.....	13
林地開発許可申請の処分について.....	16
「実質勝訴」市上告せず.....	19
ブラ林 in 清水.....	20

地方自治



ネットワーク

しまおか

No92号

2023年1月16日



静岡県地方自治研究所

〒422-8062 静岡市駿河区稲川2丁目2-1

セキスイハイムビル7F 静岡自治労連気付

Tel 054-282-4060

Fax 054-282-4057

jichiken@s-jichiroren.com

発行人・川瀬憲子 編集人・林 克



薩多峠からの景色

第 13 回定例研究会

伊東市メガソーラー問題を考える

— 訴訟の経過と自治体の裁量 —

阿部浩基弁護士

固定価格買取制度 FIT がスタートするとき、欧州のように地域・自治体が環境や地域経済に影響を及ぼすかどうかをチェックできる制度が日本は導入されませんでした。地域を壊すメガソーラーを後追いで条例規制してきましたが、裁判において自治体の裁量を大きく認める判決が。裁判を担当した阿部弁護士に詳しく解説をお願いします。

現地の概要

こんばんは。伊東市メガソーラー問題というレジュメがあります(13 ページ参照)。また資料をお持ちしましたのでそれを見ながらお聞きください。伊東市のメガソーラーがどこに造られようとしていたかということですが、最初の地図(次ページ)をご覧ください。事業用地全体が約 100 ヘクタールあります。緑色のところにパネルを敷き詰める予定でした。面積が約 40 ヘクタールあります。パネルの総数は約 12 万枚です。

この場所ですが、八幡野集落の背後になり、すぐ南側のところには名鉄赤沢別荘分譲地があって、八幡野港、海まですぐ近くのところにあります。伊豆急もそばを走っており、浮山温泉郷もすぐ近くです。この地図には写っていませんが、この北側に大室山があります。



計画ではここの山の上を盛り土したり切り土したりして造成し、そこに降った雨を右上の八幡野川に流していきます。いっぺんに流すとあふれるので調整池、それは 2 つ造る予定ですが、

そこにいったん入れて水の流れを押さえながら徐々に八幡野川に流して行って問題は起こらないようにしているわけです。この裁判の原告は、すぐ近くに住んでいる人や浮山温泉郷に住んでいる人などいろいろいます。

二枚目は私が撮った写真ですが、事業用地の中を住民のみなさんに案内してもらって北側を撮ったものです。茶色い、富士山のような山が見えますが、これは山焼きする前の大室山です。ですから大室山を事業用地から見上げている写真がこれになります。逆にいうと大室山の山頂に立つと事業用地が丸見えになり、景観が悪くなるという関係になります。これが現地の状況です。



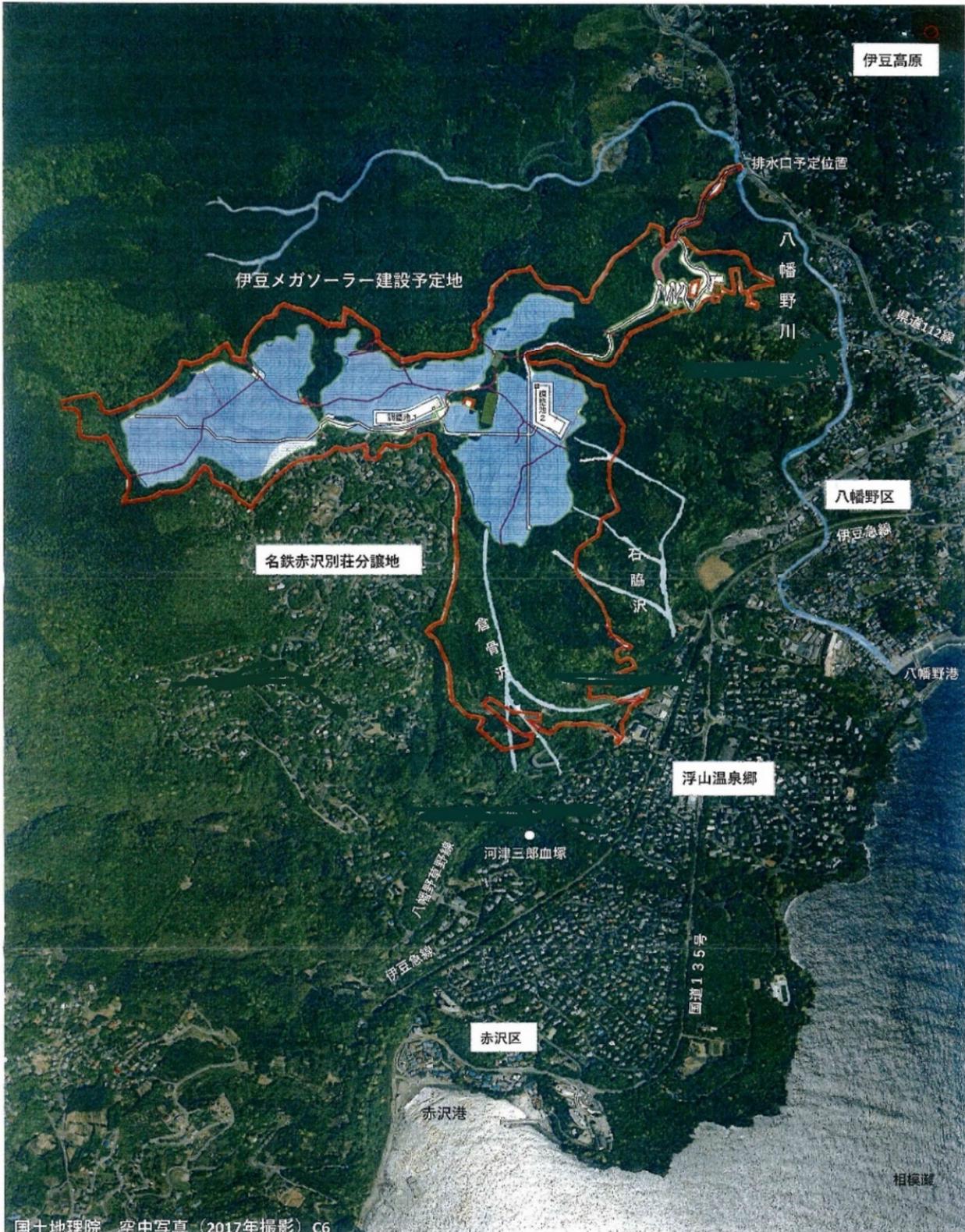
阿部 浩基(あべ こうき、1956 年大分県東生まれ) 1980 年司法試験合格、1981 年東大法学部卒。数多くの労働事件、静岡空港訴訟など県政にかかわる訴訟も担当。

法的手続きと訴訟

レジュメに戻っていただいて、簡単に経過を振り返ってみますと、2015年6月に「伊豆メガ

ソーラーパーク合同会社」というのが伊東市の土地利用指導要綱にもとづいて事前申請書を提出しています。伊豆メガソーラーパーク合同会社というのは韓国系のハンファという会社の系

伊豆メガソーラー建設予定地と原告居住地関連図



列です。この時は住民の方は全く知らなかったようです。2016年10月、伊東市議会の一般質問で取り上げられまして、そのころから反対運動が盛り上がってきて、八幡野の自治会等で反対決議が上がってきたと聞いております。反対運動の盛り上がりを受けて2017年12月、伊東市が「伊東市美しい景観等と太陽光発電設置事業の調和に関する条例(以下メガソーラー条例)」という条例案を出します。これはあとでも説明しますが、強制力を伴うものではなく不十分だということで、この時住民の方々は対案を出したりしています。

そうこうしているうちに伊東市が2018年2月、宅地造成等規制法にもとづき工事許可を出してしまいます。このあたりから時間との勝負のようなたたかいになっていったのですが、3月26日には伊東市議会ですっきの条例案そのまま可決されてしまいます。その条例の施行日がその年の6月1日でした。ここまでの経過を見てもらえばわかるとおり、伊東市はすでに工事許可、宅地造成等規制法にもとづき工事許可を出してしまっています。条例が後追いでできてきたということで、この条例が適用できるのかどうかというのが、当時から大きな問題になっていきました。

宅地造成等規制法の工事許可の次には、静岡県が森林法にもとづく林地開発許可処分を出します。必要な許可というのは本県の場合は宅地造成等規制法にもとづく工事許可と森林法の林地開発許可と2つ必要です。ふつうは宅地造成等規制法の許可が出ると林地開発許可は1回くらの会議で決まるのが多いということを聞いています。ところがこの時の静岡県の森林審議会の審議は、3回もやってさらにまた再開するという事態で簡単には結論が出ませんでした。それは事業者の方の伐採面積の間違いだとかというミスもありました。それともう一つ、絶滅危惧Ⅱ類種のミゾコゴイという鳥がこのあたりに生息していることがわかりました。この鳥は東南アジアの方から渡ってくる渡り鳥なのですが、

これを無視してすぐには許可を出せないということで、静岡県の許可の時間がかかりました。

これは運動を進める側からすれば幸いだったわけです。静岡県は知事がメガソーラーは反対だということがあって、あとで補足してもらいたいのですが、難波副知事等が好意的に対応してくれたと聞いています。

それで林地開発許可についても、非常に細かい許可条件が付きまして。甲15(16ページより参照)に林地許可条件があります。(1)から(10)までの許可条件を守らなければ許可を取り消すことがあるということで、たいへん細かい条件を付けています。これを厳密に守ろうとするとおそらく工事できないような厳しい条件になっています。2の(4)を見ると「行政指導として」と書いてあって、(4)のところに「伊東市美しい景観等と太陽光発電設置事業の調和に関する条例」を順守することという許可条件が入っています。だから当地のこの条例が適用されるかどうかの問題になってくるわけです。

レジュメの方の経緯を見てもらいますと、林地開発許可が出たのは2018年7月2日で、その次に2019年2月13日の伊東市が河川占用許可申請に対する不許可処分というのを出しています。河川占用許可というのが何かというと、事業用地に大型重機を搬入するために、狭い小さい八幡野川に橋を架けないと搬入できなかったわけです。だからそこを通させてくれという意味の河川占用許可にあたるわけです。伊東市はそれを不許可処分にして、事実上工事は止まりました。細かいことはできたとしても大規模なことはできなくなりました。これに対して、事業者は河川占用不許可の取り消し訴訟を静岡地裁に起こしました。

河川占用不許可処分をめぐる展開 首長に広い裁量権を認める

2020年5月に静岡地裁は河川占用不許可処分を取り消してしまいました。事業者はこれで工事ができると喜んで、住民も戦々恐々と

して、伊東市は損害賠償でも来るのではないかと心配したわけです。

後でわかったことですが判決が出た後、2月9日に伊東市長が事業者に対して確約書を交付したわけですね。これは議会に諮るわけでもなく市長と担当もう1人くらいで、独断で結びました。「当職は伊豆メガソーラーパーク合同会社が伊東市で計画している太陽光発電事業に関し、事業遅延により発生する関係者の損失を最小限とするため、下記の項目について確約します」「当該事業が地域住民の安全を担保し、速やかに実現できるよう、現在申請中の宅地造成等規制法に基づく変更許可申請の審査について、他の事業者と分け隔てなく、迅速に対応するものとします」「河川占用不許可処分については、現在係属する訴訟において東京高等裁判所より控訴棄却判決が出た場合、所定の手続きの後、速やかに伊豆メガソーラーパーク合同会社の河川占用許可申請を許可するものとします」このようなものを書いて渡したのですね。

宅地造成等規制法の許可処分を出しており、その後事業者の工事を規制するような条例をつくって条例を守れと言い、河川占用を不許可にして工事を止めました。河川占用が取り消されたからには伊東市が損害賠償を請求されることがあることを心配して、できるだけ損害賠償額を減らすためにこういう確約書を結んだと説明したようですが、「独断でこんなことをして何をやっているんだ、高裁判決が出ていない段階で」と批判されるような、ひじょうに問題な確約書を出しました。

ところが2021年4月21日、東京高裁が伊東市勝訴の逆転判決を出したわけです。これはかたちの上では控訴棄却となっているわけですが、河川占用を不許可にしたこと自体は市長の裁量の範囲内だから違法ではないと。ただ処分に理由をつけてなかったのが、理由付記の点で違法があるから控訴棄却とただけでした。

伊東市はこの判決の後、理由を付けた上で不許可処分を出しました。この判決によって事業者の工事は基本的にできなくなってしまったということです。我々の方は民事の仮処分だとか差止の本裁判を起こしていましたが、仮処分は2つ出ていまして、漁業関係者が出した仮処分は沼津地裁が仮処分申請を棄却しましたので同じ裁判体で審議しているものですから、同じ結果になる可能性が高いので仮処分を取り下げて本裁判を起こしました。しかし河川占用許可でほぼ決着がついたので、民事差し止めの意味がなく、取り下げの表明をしたら民事訴訟法上取り下げには被告の同意が必要になります。事業者は取り下げには応じず、感情的な対応でしたが、こちらとしては無駄な裁判をやる必要がないので請求放棄として終わりにしました。

そういう経過で止まっていますが、再度の河川占用許可処分についての取り消し訴訟は、事業者側が起こしても同じ結論になるので起きていないと思います。

メガソーラー条例と河川占用不許可処分

前に戻りますと宅地造成等規制法の許可と林地開発許可の両方が必要で、事業者のミスは事業面積に誤りがあったので変更申請をやって変更許可が出たのは7月9日でこれが微妙でした。6月1日がメガソーラー条例の施行日なのでその後で、このあたりは時間との争いでかなり切迫していました。

条例適用の可否においては、この条例は10条で「事業者は、太陽光発電設備設置事業を実施しようとするときは、着手しようとする日の60日前までに市長に届け出なければならない」として届け出義務です。それに対して11条で「事業面積が12,000㎡を超える場合は、市長は、原則として同意しないものとする」としています。このメガソーラーの場合は完全に超えていますので、申請が出てくれば市長は不同意にするわけです。だから問題は6月1日までに着手があったかどうかです。

なんといってもいちばん力になったのは住民の方が強力に反対運動を組んだということです。それが伊東市の議会を動かして不十分ながらも条例を制定させて、一番のせめぎあいの時にこちらに有利に働きました。

それから資料をいろいろ付けてきましたが、東京高裁の判決が出た後の確約書問題に関する伊豆新聞の資料です。なかなか東部の新聞を目にすることがないと思います。資料6を見ていただくと、岡という町があるのですが、「岡町内会と伊豆メガソーラー合同会社との協定書締結に関する確認書」というものですが、これを見ると令和3年5月31日で、勝手に町内会長さんがハンコを押して締結したものです。資料のいちばん最後になりますが、資料8、市長が再び河川占用を不許可にしたというのですが、これで息の根が止まったという感じです。そして国会議員が経産省にFIT法に基づく許可の取り消しを求めているところです。これをやられると事業者は完全に何もできなくなるので、伊東市を相手にまた別の変った裁判を起こしているようです。



おわりに

これがだいたいの経過です。私たちの方でやった裁判、仮処分だと民事の差し止めで止まったわけではなくて、今言った経過、河川占用不許可の裁判で止まったということです。

いま私たちがやっているのは、宅地造成等規制法に基づく許可処分が出たままなのですね。

これが取り去られれば、完全に息の根を止めることができるので、この工事許可を取り消せという取消訴訟、それから無効確認訴訟を静岡地裁に提起しました。ところが静岡地裁は、原告適格がないということですべて却下してしまいました。なぜならば原告ら住民は、この事業によって水害や土砂災害の被害を受ける可能性はない、だから原告適格はないという理屈で却下しました。それで全部東京高裁に控訴しています。それもおかしな話ですが、東京高裁の方からは土砂災害などが起きるといふ専門家による意見書を出してくれと言われて、今それを書いていただいたので来週あたり出す予定です。これは地裁に差し戻しになる可能性がかなり出ているのではないかと思います。

メガソーラーをめぐる住民運動

輿水芳武

(伊豆高原メガソーラー訴訟を支援する会)

私は法律で言えば門外漢、市民の運動について経過をお話します。私がこの地に移って4年ほどたち、その時浮山に住んでいました。そこでメガソーラーに反対しようと署名が始まりました。そのときは「反対運動があるんだ」と思ったのですが、メガソーラーの場所はどこだと見ると私が住んでいる家の約400メートルのところの山です。尾根が走っていてそこにパネルを取り付けるということです。これは大変なことになる、反対しなければと思いました。

当時フランス人で、グリーン・パーク・プロジェクトをやっている方がいて、若い女性やダイビングをやっている人など、若い方が中心となって環境を守ろうという組織がありました。関川さんは初代の代表ですが、いろいろ運動していました。グリーンプロジェクトの人たちが大きな集会をやりました。2016年ごろですか、富戸のコミュニティーセンターで熱心な議論でした。私も参加したのですが、若い女性、主婦

が主体で署名を進めていくという活動をしていました。よくそういう力があるなと驚きました。

それから伊豆高原親和会という組織が参加し運動を担い、そうした人たちが中心になって署名、集会、監視活動が広がっていく状況でした。

なぜ運動が広がったかと言えば、メガソーラーの山は十数年前にゴルフ場をつくる計画でした。ここに住んでいる八幡野の人たちが中心になってゴルフ場の計画をつぶしました。しかしある程度工事が進んでいてループ橋が崩れたまま残って危険な状態になっています。こうした運動があったので、それがメガソーラーへの引き続いた運動になっているように思います。

私たちは署名などを進めて反対運動をしてきました。その中で監視体制ができました。浮山に住んでいる中川さんという方がいて、朝、現地へ行き、どういう工事をしているかチェックをして夕方までいて監視をしました。それを2年くらい続けました。そういう人も出て大きな力となりました。

また、そこに住んでいる地域、大室、八幡野、赤沢など、すべて反対ということになりました。それがすごい力になったのではないかと思います。2016年12月に八幡野で集会をしたときには300人も集まったというのはその力だと思います。

八幡野の集会だけでなくもっと広げていこうということで、翌年伊東市中心部の観光会館で集会をやりかなりの人が集まりました。中心部の人たちも署名など運動に協力しようということになり運動が浸透していきました。

そして八幡野の漁協の人たち、ダイビングクラブの人たちは、八幡野川が汚染されればたいへんなことになります。だから一緒にやってきました。

裁判も始まったわけですが、それを支えることができるような大きな運動になりました。関川さんが代表で始めた時、ほんとうにやっつけられるのか悩んだ末にやろうということになりました。裁判が柱となって今でも闘いは続いています。

いろいろな力が、今事業者が工事を進められない力になっています。そういう連携がうまくいったのではないかと思います。

住民運動とメガソーラー訴訟

徳本政幸

(伊豆高原メガソーラー訴訟を支援する会)

理由はどうかと反対で一致した運動

阿部先生に運動の力が大きいと報告してもらったわけですが、私たちが住んでいるところに隣接してメガソーラーが造られると様々な影響が出てきます。例えば景観が悪くなる、土砂が流れ込んで漁港の機能が失われる、そこで観光ダイバーを営んでいた人たちの営業ができなくなる、周辺に住んでいる人たちが水害や土砂で被害を受ける可能性が高くなる、こうしたリスクを背中に背負っていかなければならないことになります。10万枚から12万枚のガラスパネルの反射等により、温度の変化や温度の上昇によって上昇気流が起こり環境の変化が生じます。また地下水の流れを止めてしまい複雑にしてしまうことになります。そして別荘地の価値が下がることにもなります。

いろいろな観点からこれは造るべきではない、地域社会にとっては重大な問題をもたらすといろいろな観点からみなさんが思ったので、いろいろな反対の仕方がありました。どういう理由で反対するかは別として、住民の99%の人たちが反対ということでもとまっていけばすごく大きな力となることを念頭において運動を進めました。

運動と裁判、そして行政

2016年12月に市議会でメガソーラー建設が明らかになって、2017年1月から八幡野から反対が出て署名を行い、3月に市長のところに署名を持っていきました。私たちの運動は署名運動を始めたグリーンプロジェクトだけでなく、漁民

も反対、自治会も反対、行政区も反対と様々な立場から反対を言いました。

事業者は、4月から5月に地元の赤沢、八幡野で説明会をやりました。100人、200人集まってみなさんがさんざん事業者をつるし上げて反対したので、彼らはえらいことになったと思ったでしょう。

もう1人えらいことになったと思ったのは5月に市長選挙を控えた市長です。対立候補は反対を訴え、一方最初市長は反対を言わなかったのですがそれでは八幡野の票はとれないと反対を明確にしました。どちらも反対という構図で選挙戦がたたかわれました。

市民が反対、市長も反対、そして市議会も4月に反対決議をして伊東市全体が反対という流れができました。

そして8月に市が主催して業者の説明を聞くという会が市役所で開かれました。市民の代表として8団体を呼んで、それぞれが業者に対してなぜ反対なのか、それについてどうなのかを市が回答しろと迫る説明会となりました。そしてその回答が10月12日に出てきました。ほとんど回答になっていないものでした。これではだめだということで、ソーラーを建設させないためにはどうすれば許可されるかということになりました。

業者は、4月に宅造法と森林法の申請をすでにしています。申請をしたということは行政との間で打ち合わせをしながらどうしたらいいかと行政指導を受けています。通常のケースでは宅造法、森林法とも2週間くらいで許可が下ります。これらの法律は通すための法律で阻止するための法律ではないのですが、市は2017年4月に申請されたものを反対の声が多いので行政が引き延ばしてきました。

しかしいつまでも審査中ということではできず私たちはという対策を考えなければなりません。行政として許可しないということはあればいいのですが、宅造法や森林法はそれができません。許可したうえで、許可した内容がまずかった場

合は現地で補正して直していくということになります。

建設工事を止めるには二つあって、一つは採算が取れなくなるということです。以前にこの地域で計画されたゴルフ場建設計画も、土木工事が大規模になって採算が取れない事業になるということでやめました。同様に、工事の完成までに時間を要し稼働期間が短くなることで採算が取れなくなるということも止める方法の一つです。もう一つは裁判で止めるということです。しかし裁判で負けても、二つの方法が取れなくなったら現地で座り込みやったり直接止めるしかないのですが、実力行使で止まった事業というのは、日本ではこれまでありません。

要するに行政が止めるしかありません。行政が知恵を使って止める範囲というのはさまざまありますが、それを面倒だとしてやりません。しかし行政が知恵を使って止めることができるなら、その環境をどうつくるかという戦術も住民運動の方法だと私は思います。

確かに平成18年以降、地方への権限移譲が進み、宅造法の許可権限も伊東市に移譲されましたが、それ以降にあっても伊東市が大規模な工事の許可をしたという経験がありません。だから伊東市で判断できない。その事務を移譲した県の方に相談しアドバイスしてもらいながらやっていくしかありません。だから我々は県にも要請しながらやってきました。先ほど阿部先生が言われた難波副知事(当時)に対してもひじょうに親密に話をしてお互いこれはだめな工事だということ認識しあって、県がやれること、我々がやれることをそれぞれの立場でやっとうと暗黙の了解で進めてきました。

その成果は二つあります。その一つは森林法の許可につけられた付帯条件です。事業者が申請した工事計画に対し、南側事業地の大規模な埋め立てを行う地域について、県は擁壁を二か所造って造成地が崩れないようにしなさい、という付帯条件を付けました。この壁はコンクリートの壁なのです。この地点ではボーリング調査はしていないので、でかいコンクリートの建

造物を設置できるかどうかの安定計算をするためのボーリング調査は大規模になります。調査だけで大きな出費になります。しかもこの地域は軟弱地盤なので、おそらく安定計算しても建設可能な数値が出てこないと考えられます。これは、難波さんは専門家なので知っているはずです。

だから付帯条件を付けて、もう一度安定計算をして県が指示したものがつくれるということを確認した上で県に持ってきなさいということ。もう一度県が評価して造れるのならやらせる、造れないのならやらせないという条件でした。コンクリートの構造物など造れる地盤ではないので、知っていて県はそうした条件を付けました。実際工事をした場合、できなくなってそれまで投入した資金が無駄になるということになります。よくわかっている業者なら大抵やめるのですが彼らはやめませんでした。

不許可処分をめぐる運動と行政

もう一つは河川の占用許可のことですが、伊東市は河川条例で規定しています。八幡野川は2級河川ですので県の管轄ではありません。だから河川法ではなく伊東市が条例で許可すればいいということになります。ふつう行政は災害が起きない、川の流れが変わらないことが達成できれば許可を出します。だから市は河川条例に基づいて許可を出す方向で動いていました。

2018年12月15日に業者が河川占用の申請をしています。それについての審査をして2月9日に許可を出すつもりだったのが、県からそれだけではダメではないか、裁量権はもっと広いから、公共性の観点からも判断したうえで決めることはありうると指摘したのだと思います。伊東市の判断は3日で変わりました。

現場の課長さんクラスが許可を出すとしていたものを上が止めて不許可に変わったということですね。そこには県が住民の反対を汲む気持ち、姿勢があったのではないかと思います。

しかし伊東市は不許可理由を付けずに不許可を出したので裁判になりました。この裁判は東

京高裁まで行きましたが、結論として、伊東市が不許可理由を明示しなかったという行政手続き上の理由で伊東市が敗訴しましたが、裁判で伊東市が明らかにした河川占用不許可処分の理由について東京高裁は伊東市の主張を全面的に認めました。伊東市の実質勝訴です。河川占用不許可という判断の背景にはほとんどの住民が、反対理由は様々あっても、最初から最後まで反対で一致したことが県や市を動かした大きな力だと思います。

そのための住民組織として2017年8月に市役所における説明会に集まった団体を中心にしながら「メガソーラー建設反対連絡協議会」、実は2017年3月くらいからつくっていたのですが、実質機能し始めたのは10月以降になります。協議会はどんな立場でもいいから反対だということであればどうぞという性格の協議会です。これはその後の住民運動の推進組織となります。2017年12月25日に八幡野のコミュニティーセンターで300人集めて伊豆高原の地元中心の反対集会をしました。翌年の2月には観光会館で450人くらい集めて伊東市全体の反対集会をやりました。観光会館の集会には伊豆高原の方からバス2台で行っています。連絡協議会の人たちが大きな力になりました。

2月15日に宅造法の許可が出て、その後は裁判で止めるしかないということで3月3日にメガソーラー訴訟を支援する会をつくりました。それ以降、会がこの運動の中心的役割を担うこととなります。皆さんがカンパやいろいろなことで助け合っていてやっていますので、広範な方々の取り組みとなっています。

この闘いのポイントの一つとなっている河川占用許可問題について少し詳しく説明します。東京高裁で伊東市の河川占用不許可処分は違法とされました。この判決は、伊東市の敗訴、事業者の勝訴です。伊東市は不許可を撤回することになりますが、理由が付記されていないという行政手続きの問題だけです。裁量権の幅広さを認めた意味で実質的に伊東市の全面勝訴となりました。そうすると最高裁への上告権は伊東

市にしかありません。事業者は上告したくても、判決上は勝っているから上告できません。5月6日が上告期限でしたが伊東市は上告せずに確定しました。

それ以降は、許可申請が出た状態に戻ります。結局伊東市は理由を付けた上で不許可処分をだして、事業者は八幡野川を渡って工事車両や重機を入れることができなくなりました。したがって2019年の不許可処分以降、全く工事ができていない状況です。

そうすると事業者は2020年4月1日から20年間売電予定でしたがそれができなくなり、工事が遅れれば遅れるほど電気を買ってもらう機

会が少なくなりますから売り上げは減ります。今だと2年半売れない、これから1年で工事して建設したとしても3年半は売れないわけで16年の売電期間しかなくなります。この工事をやっても採算が合いません。採算が合わない状況に事業者を追い込むというのももう一つの闘い方です。

こうしたことが実現できた背景には、いろんな立場から反対が出るけれど反対でまとまって幅広く運動することで住民の大きな力を発揮させたということがあるのだと思います。如何に住民の力を結集するかということがこうした住民運動で大事だと思います。

レジュメ 伊東市メガソーラー問題

2022.11.11

弁護士 阿部浩基

1 経緯

2015年（平成27年）6月

伊豆メガソーラーパーク合同会社

土地利用指導要綱に基づいて事前申請書提出

2016年（平成28年）12月

一般質問で取り上げられる。

2017年（平成29年）4月以降

反対運動盛り上がる・

2017年（平成29年）12月25日

伊東市

「伊東市美しい景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」

住民 対案

2018年（平成30年）2月15日 伊東市 宅地造成等規制法の工事許可

2018年（平成30年）3月26日

条例案可決 施行日 平成30年6月1日

2018年（平成30年）7月2日 静岡県 林地開発許可

*森林審議会の審議は、調査用道路の伐採面関の誤りなど不備があり審議回数は異例の3回にも及んだ上、絶滅危惧Ⅱ類のミゾゴイ出現で再開する。許可はしたものの厳しい許可条件が付された。

2019年（平成31年）2月13日 伊東市 河川占用許可申請に対し不許可処分

2019年（令和元年）10月28日 民事差し止め訴訟提起

2020年（令和2年）5月22日 静岡地裁河川占用不許可処分取消判決

2021年（令和3年）2月9日 伊東市長 業者に対する確約書

2021年（令和3年）4月21日

東京高裁河川占用不許可取消訴訟で実質伊東市勝訴の逆転判決

2021年（令和3年）9月1日 民事差し止め訴訟 請求放棄により終了

2 許可

(1) 宅地造成等規制法の工事許可

伊東市 2018年（平成30年）2月15日 工事許可

(2) 森林法

静岡県

2018年（平成30年）7月2日 林地開発許可

(3) 宅造の変更許可

2018年（平成30年）5月16日 申請 面積等に誤りがあったための訂正

2018年（平成30年）7月9日 変更許可

3 条例の適用の可否

(1) 条例の内容

10条 事業者は、太陽光発電設備設置事業を実施しようとするときは、着手しようとする日の60日前までに市長に届け出なければならない。

11条 事業面積が12,000㎡を超える場合は、市長は、原則として同意しないものとする。但し、不同意に強制力はない。

(2) 施行日までに着手があったか否か

事業者 宅造許可済み。森林法の伐採届け提出済み、メンテナンス通路のための伐採終了。既に着工しているので、条例の適用を受けない。

伊東市 宅造法の変更許可が出ていない段階での伐採工事は違法、伐採届けは調査用道路のためのもので事業着手とは言えない。条例の適用を受ける。

*河川占用不許可処分取消訴訟の東京高裁判決は伊東市の主張を採用。

4 河川占用不許可

(1) 工事をストップさせた。

大型重機を事業用地に運び込むための八幡野川の橋を掛け替える等の工事が必要でそのために河川を使用する必要があった。不許可により大型重機を運び込めなくなり工事は事実上ストップした。

(2) 業者からの河川占用不許可処分取消訴訟

令和2年5月22日 一審静岡地裁 不許可処分の取り消しを認める（事業者勝訴）

令和3年4月21日 東京高裁判決

控訴棄却だが、理由附記の違法のみで河川占用不許可に裁量の逸脱・濫用はないとの結論であり、伊東市の事実上の勝訴判決。

令和3年7月7日 伊東市長 理由を付して再度の河川占用不許可処分

5 民事差止仮処分

民事差止訴訟

仮処分は取り下げ（漁業関係者の仮処分は棄却）

民事差止めは請求放棄

6 宅地造成等規制法による工事許可処分の取り消しと無効確認

静岡地裁 原告適格ないとこの不当判決 控訴中

7 伊東市の対応

市民に対しては反対と言っているが、裏では？

確約書問題 河川占用不許可処分取消訴訟の高裁判決が出る前に敗訴となった場合の伊東市の損害をできるだけ少なくしようとして、事業者側代理人に確約書を交付。

8 事業者を規制する法律はあるか。

(1) 条例は使えるか。

強制力はない。しかし、市長が不同意にしたにも拘わらず、工事を進めると、市長は指導・勧告し、それにも従わない場合は会社名等を公表することができる。

さらに、経済産業省（資源エネルギー庁）に報告し、経産大臣は事業者が関係法令を遵守して

いない場合は、指導・助言・改善命令を出すことができ、最終的には再生可能エネルギー発電事業計画の取消をすることができる。

(2) 河川占用許可権限

東京高裁判決

「占用が河川についての災害発生防止や流水の正常な機能の維持の妨げにならない場合でも、市長は必ず占用の許可をしなければならないものではない。」・・広い裁量

(3) 宅造法の工事許可、林地開発許可に条件を付けさせる。

平成 30 年 7 月 2 日

伊東市八幡野メガソーラー建設に係る林地開発許可申請の処分について

1 要旨

伊豆メガソーラーパーク合同会社から平成 29 年 3 月 31 日付けで提出された、伊東市八幡野地内の太陽光発電施設の設置に係る林地開発許可申請について、本日、平成 30 年 7 月 2 日に許可した。

2 申請内容

- (1) 申請者：伊豆メガソーラーパーク合同会社
- (2) 開発目的：工場・事業場の設置（太陽光発電施設の設置）
- (3) 申請箇所：伊東市八幡野地内
- (4) 森林の開発面積：43.1793 ヘクタール
- (5) 事業期間：許可の日から平成 32 年 3 月 31 日まで

3 許可条件

別紙のとおり

林地開発許可条件

- 1 以下の条件(1)～(10)に従って開発行為を行わない場合には、この許可を取り消すことがある。
 - (1) 開発行為は、申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。
 - (2) 防災工事を先行し、施行区域外へ土砂が流出しないよう十分配慮して工事を実施すること。
 - (3) 想定した雨量強度を超える豪雨があった場合も、下流域の被害が軽減されるように、工事中も含めて土砂の流出や濁水の防止対策に万全を期すこと。
 - (4) 工事に伴い発生する土砂、伐採木及び風倒木が、下流域への災害の発生源とならないように、適切な処理を行うこと。
 - (5) アースダム、擁壁等の防災工事に係る構造物の施工に先立ち、現地の現場条件を確認の上、現地の既存地盤及び現場で使用する土を用いた土質調査及び土質試験を行い、地質状況の把握と土質諸定数を確認すること。確認後、安定解析を行い、県の確認を受けること。
 - (6) 「残置森林等の維持管理協定に関する実施要領」に基づく残置森林等の維持管理協定を、県、市等との間で締結するとともに、協定に基づき、開発行為に伴い残置された森林及び造成された緑地や、調整池及び沈砂池の維持管理を適切に行うこと。
 - (7) 希少動植物については、提出された保全計画に基づく保全措置を確実に実行し、生育環境の保全に万全を期すこと。
 - (8) 開発行為の途中において災害等が発生した場合は、適切な措置を講ずるとともに、遅滞なく県に届け出ること。
 - (9) 県の職員が、開発行為の施行状況に関する調査及び施行結果に関する確認を行う場合には、これを拒否しないこと。
 - (10) 事業の着手・完了・変更・中止・廃止・地位の承継・進ちょく状況報告等に際しては、森林法施行細則（平成12年静岡県規則第45号）に基づく手続を行うこと。

- 2 行政指導として以下の条件 (1) ~ (4) を付すので、開発行為を行うに当たっては、これらを遵守すること。
- (1) 周辺住民等の懸念や不安を真摯に受け止め、事業計画や事業の進捗に応じた説明会を開催するなど、周辺住民等の理解が得られるよう努めること。
 - (2) 大室山山頂からの景観保全について、残置森林の確実な保全や、太陽光発電施設の設置における、資材、付帯施設、設置レイアウトの検討などを行い、景観阻害が最小限となるよう努めること。
 - (3) 希少動植物の保全に当たり、他法令の許認可・同意又は届出の受理が確実に見込まれた段階で、静岡県自然環境保全条例に基づく自然環境保全協定を県との間で締結すること。
 - (4) 「伊東市美しい景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」等関係法令を遵守すること。

21.4.27 新聞

伊東メガソーラー 控訴棄却

「実質勝訴」市上告せず

伊東市八幡野の大規模太陽光発電所（メガソーラー）建設を巡り、事業者の伊豆メガソーラーパーク合同会社（同市）が市に事業地内河川の占用不許可処分を取り消しを求めた訴訟の控訴審判決で、小野達也市長は26日の定例記者会見で「控訴は棄却されたが、不許可の判断自体に不備はないとの内容で実質的な勝訴」として上告し

ない意向を示した。訴訟は不許可処分の正当性を争い、一審静岡地裁判決は同社の主張を全面的に認め、市が東京高裁に控訴していた。高裁は不許可理由の提示が不十分として控訴を棄却した。だが、一審判決が認めた「市のメガソーラー規制条例施行前に着工した」とする同社の主張を退けた。同社の担当者は市の意向に「真摯（しんし）に受け止め、今後の方針を決めたい」と話した。

合性を勘案して不許可とすることも「裁量権の逸脱や乱用に当たらない」とするなど、主要な争点で一転して市の主張を認めた。

会見で中村一人副市長は「規制条例の適用に関わる着工時期で市の主張が認められたことが最も大きい」と述べた。処分が取り消された河川占用許可申請は、再審査の上で理由を明示して再び不許可にすることも視野に検討するという。

ブラ林 in 清水

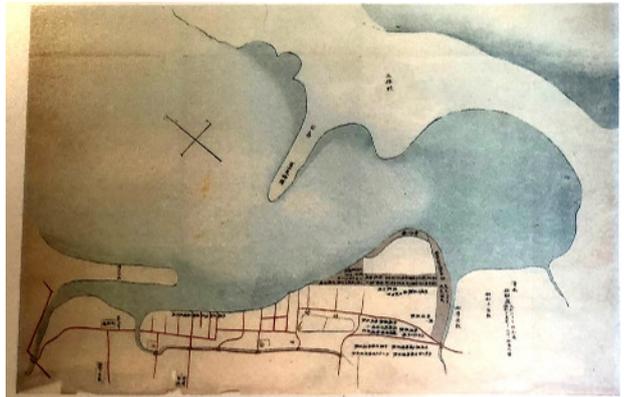
県内各地の街を歩いて、その地域の歴史や風土を紹介します。
第3回目の静岡市清水区の港湾周辺は、古くからの港町として栄えたところ。林事務局長がブラリと歩くこの連載は、あくまで旅行記で主観的な感想が含まれます。

常々清水の地形について、歴史との関わりで気になっていました。清水湊はもともと巴川沿いに発達しました。戦国時代、今川氏の水軍は稚児橋から江尻小学校あたりの江尻湊に置かれ、今川義元が桶狭間戦死した後、このほとりに江尻城という武田氏の拠点がおかれ武田水軍の基地となりました。稚児橋から見ると現在は巴川の砂州で海とのつながりが断たれていますが当時は海に面していたと考えられ、甲州の武田氏にとって江尻は海の玄関口として重要な存在でした。



東海道五十三次 江尻宿

一方、徳川家康の時代になると巴川の土砂の堆積により向島が南へ伸びたことにより、現在の巴川河口に新たな清水湊が造られました。巴川河岸に並ぶ廻船問屋は、江戸・大坂の中間点として物流を担い、大坂の陣の物資を運搬する功によって家康より特権を与えられました。清水湊の中心である本町、清水町(次郎長通)が河岸と平行して伸びていることでこの通りと河岸の間に廻船問屋が並んでいたことがわかります。



天和2年(1682)

『駿国雑志』所載

江戸初期の清水湊

家康の大御所時代の10年間、江戸15万人に対して駿府13万の人口を清水湊が支えることができていました。清水湊から巴川をさかのぼり、上土で荷を上げ小舟に移して北街道の真ん中を流れていた水路によって駿府城下の水落(駿府城の堀の水が北街道の水路を通過して上土で巴川に合流した)まで物資が運ばれました。



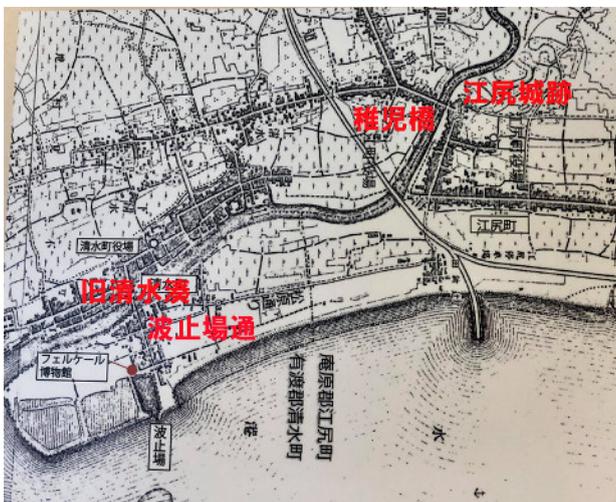
かつて江戸時代の清水湊があったところ

明治になって特権を失った廻船問屋有志は「波止場会社」を設立して近代港としての生き残りをかけ、湊の対岸の向島の外側、旧波止場まで港を広げていきました。巴川に架かる港橋からの波止場通(現エスパルス通)は、川湊と波止場を結ぶメインの軸として重要な役割を担いました。次郎長が活動するのはこのあたりです。



現在の波止場通(現エスパルス通)

政府決定によって清水港が開港場に指定されると、清水港からアメリカへの静岡茶の輸出がはじまり、横浜を追い抜いて全国一の輸出港となります。明治以降、生糸と茶は、日本の主要輸出品であり近代化のための貴重な外貨を稼ぎました。昭和に入ると港は現在の日の出埠頭まで拡張されます。



旧江尻町、清水町の地図

港の拡大に伴って造船や食品加工など、多くの産業が港周辺に立地していきます。その中で缶詰生産は主要な産業となり、ツナ缶など海外への輸出も盛んとなりました。

清水には港湾の歴史を扱ったフェルケール博物館というユニークな施設があります。その一角に缶詰記念館がありその横に「最低賃金全国第一号記念碑」が建っています。



清水港からの戦前の輸出の花形はなんといってもお茶です。しかし昭和4年に全国で初めてツナ缶が作られると、アメリカに対しての輸出は急増します。この記念館の洋式の社屋は、当時の清水食品株式会社のもので、当時としてはとてもモダンなものでした。



戦後、缶詰生産は清水の一大産業になるのですが、雇用されている労働者は女性が多数、しかも戦争で夫を亡くして子育てをしている方も多くいました。そしてその生計費をどう保証するかが課題となっていました。

そして結ばれたのがこの最低賃金の協定で、1956年4月に結ばれて全国に先駆けるものでし

た（全国は1959年に最賃法施行）。この碑によると年齢別・経験年齢別の標準賃金も設定されたと書かれていますので、産別最賃の一種、かなり産別賃金協定に近いものだったと考えられます。

労働者のまち清水は最賃発祥の地、そして今問題になっているシングルマザーの貧困解消の問題意識からスタートしていることはとても現代的です。静岡県評の最低生計費試算が、シングルマザーについても実施したことを誇りに思い、シングルマザーの生計費を最賃の基準に要求するというとはとても大事な視点だと思います。

このレリーフは池上舜氏の「働く女子労働者の面影」というタイトル。建立の趣旨によれば、労働条件改善が企業の発展をもたらすと確信する、全国最賃制度の普及に貢献したことなどが書かれています。（取材：2020年6月）